

2025年3月14日

お客さま 各位

株式会社 千葉銀行

「ちばぎんキャッシュカード規定（法人用）」「生体認証特約」改定のお知らせ

当行では、2025年4月1日より、法人キャッシュカードの利用者の届出を不要といたします。これに伴い、下記の規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

改定後の規定は、4月1日以降に当行ホームページに掲載させていただきます。

なお、本件につきましては、すでに法人キャッシュカードをご利用いただいているお客さまにも適用されます。当行では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引き立ての程よろしく願いいたします。

記

1. 改定日

2025年4月1日（火）

2. 改定を行う規定・特約

「ちばぎんキャッシュカード規定（法人用）」

「生体認証特約」

3. 改定の内容について

○ちばぎんキャッシュカード規定（法人用）

改定後	改定前
1. ～9. (現行通り) 9. (カードの紛失、届出事項の変更) 10. (暗証照合等) <u>(1) カードは権限のないものに使用されないよう保管してください。また、暗証は権限のないものに知られないようにしてください。</u> (2) ～ (3) (現行通り) 11. ～13. (現行通り) <u>(削る)</u>	1. ～9. (省略) 9. (カードの紛失、届出事項の変更) 10. (暗証照合等) <u>(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。</u> (2) ～ (3) (省略) 11. ～13. (省略) <u>14. (届出利用者による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</u> <u>(1) 代表者以外の者に預金の預入れ・払戻し・他預金への振替えおよび振込の依頼をする場合には、預金者から利用者の氏名、暗証を届け出てください。</u> <u>(2) 届出利用者のカード利用についても、この規定を適用し、届出利用者の取引は預金者の取引とみなします。</u>

改定後	改定前
<p><u>14. (法人副カードの発行)</u> <u>(1) 当行が認めた場合には、同一の預金口座について2枚目のカード(以下「法人副カード」という)の発行を依頼することができます。その場合には、代表者から暗証を届け出てください。</u> <u>(2) 法人副カードの利用についても、この規定を適用します。</u></p> <p>15. ~ 16. (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>15. ~ 16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

○生体認証特約

改定後	改定前
<p>1. ~ 7. (現行通り)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>8. (代理人カード(法人副カード))</u> 当行所定の手続により、本人に代わり代理人が利用する代理人カード(法人副カードを含む)を発行することができます。(ただし、ローンカードは代理人カードは発行できません。)代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報(指静脈パターン)を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうへは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報(指静脈パターン)の登録をいたします。</p> <p><u>9. (個人情報取扱の同意)</u> (現行通り)</p> <p><u>10. (特約の変更等)</u> (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1. ~ 7. (省略)</p> <p><u>8. (法人カードの利用者)</u> <u>法人カードの生体情報登録に伴いカード利用者を届け出た場合、いかなるときも当該利用者をキャッシュカードの届出利用者として扱います。</u></p> <p><u>9. (代理人カード(法人副カード))</u> 当行所定の手続により、本人<u>(法人カードの届出利用者を含む)</u>に代わり代理人が利用する代理人カード(法人副カードを含む)を発行することができます。(ただし、ローンカードは代理人カードは発行できません。)代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報(指静脈パターン)を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうへは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報(指静脈パターン)の登録をいたします。</p> <p><u>10. (個人情報取扱の同意)</u> (省略)</p> <p><u>11. (特約の変更等)</u> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

※上記は改定部分のみを記載しております

以上